

# 商品概要説明書 (一般財形貯金)

(平成31年4月1日現在)

商品名	◇ 一般財形貯金
ご利用いただける方	◇ J Aと財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者(年齢制限なし)
期間 (預入期間)	◇ 3年以上
預入方法 (1) 預入方法	◇ 次の賃金から年1回以上の定期的な天引きにより預入れします。 月例給与および賞与 月例給与 賞与
(2) 預入金額	◇ 1回あたり1,000円以上
(3) 預入単位	◇ 1円単位
(4) 預入貯金の種類	◇ 預入日の3年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。
払戻方法	◇ 一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利 息 (1) 適用金利	◇ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。
(2) 利払頻度	◇ 払戻時に一括して支払います。
(3) 計算方法	◇ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年ごとに複利計算をします。
(4) 税 金	◇ 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。
(5) 金利情報の入手方法	◇ 金利は店頭のコピー表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	◇ 満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。
貯金保険制度 (公的制度)	◇ 保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	◇ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、J A本支店(所)までお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ◇ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会(電話:082-225-1600)を利用できます。ご利用に当たっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、上記J Aバンク相談所にお申し出ください。 ※各連絡先は最下部に掲載しております。
その他参考となる 事項	◇ 「退職等に関する通知書」(退職した日から6か月以内)が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。

● J Aバンク広島各担当部署の連絡先

J A名	部署名	電話番号
広島市	業務管理部 事務指導課	082-554-0595
呉	信用部	0823-24-3132
安芸	金融共済部 信用企画指導課	082-822-6679
佐伯中央	リスク管理部 リスク管理課	0829-30-1500
広島中央	金融共済推進部	082-422-2179
芸南	金融共済部 信用課	0846-45-1241
広島ゆたか	総務部 総務課	0823-66-2011
三原	リスク管理室 リスク管理課	0848-63-3473
尾道市	金融部 金融課	0848-23-3323
福山市	金融部 資金課	084-924-2212
広島北部	金融共済部	0826-42-0644
三次	金融共済部	0824-63-9921
庄原	金融共済部	0824-72-0382
広島信連	J Aバンク推進部 経営対策課	082-240-0257

● 弁護士会仲裁センター

弁護士会名	電話番号
広島弁護士会	082-225-1600